

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市教育委員会は、就学援助に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる事を宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市教育委員会

公表日

令和5年11月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>加須市教育委員会(以下「委員会」という。)は、学校教育法、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>学校教育法第19条及び加須市就学援助費支給要綱に基づき、経済的理由のため就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して学用品費等を支給する。</p> <p>また、学校保健安全法施行令第8条に該当する疾病にかかった、就学援助に認定された児童及び生徒の保護者に対して、医療券を発行し、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を行う。</p> <p>番号法において、第9条第2項の規定により、当該事務のうち、申請や対象者の認定に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、委員会は、就学援助に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第23条 3. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・条例第4条第1項 別表第1 30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (26、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (38の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) ・条例第4条第2項 別表第1 30の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第19条(別表第2 26の項) ・別表第二省令第44条(別表第2 87の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第24条(別表第2 38の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市教育委員会 学校教育部 学校教育課 所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話:0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市教育委員会 学校教育部 学校教育課 所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話:0480-62-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第23条</p> <p>3. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>・条例第4条第1項 別表第1 38の項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第23条</p> <p>3. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>・条例第4条第1項 別表第1 32の項</p>	事後	条例の改正
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、87の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(38の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)</p> <p>・条例第4条第2項 別表第1 38の項(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>・別表第二省令第19条(別表第2 26の項)</p> <p>・別表第二省令第44条(別表第2 87の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>・別表第二省令第24条(別表第2 38の項)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、87の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(38の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)</p> <p>・条例第4条第2項 別表第1 32の項(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>・別表第二省令第19条(別表第2 26の項)</p> <p>・別表第二省令第44条(別表第2 87の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>・別表第二省令第24条(別表第2 38の項)</p>	事後	条例の改正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和2年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>3. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>・条例第4条第1項 別表第1 32の項</p>	<p>3. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>・条例第4条第1項 別表第1 30の項</p>	事後	条例の改正
令和3年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・条例第4条第2項 別表第1 32の項</p>	<p>・条例第4条第2項 別表第1 30の項</p>	事後	条例の改正
令和3年6月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	時点修正

